

# 緩和ケア普及推進基金（2026年） 募集要項

2026年5月吉日

公益財団法人公益推進協会

## 目的

この基金は、WHO（世界保健機関）の緩和ケアの定義に基づき、生命を脅かす疾患に直面する患者さんとそのご家族を支援する団体の活動をサポートすることを目的とします。

病気による身体的な苦しみに加え、心理社会的・スピリチュアルな問題を抱える方々にとって、孤独や不安はいっそう深まるものです。そうした困難に早期に寄り添い、的確なアセスメントと対処を通じて苦しみを予防・緩和し、クオリティ・オブ・ライフの向上をめざす取り組み（教育・環境改善・人材育成など）を行う団体に対し、その活動を側面から支援していきます。

患者さんとご家族の不安や苦しみが少しでも和らぎ、笑顔が増えることを願っています。

※WHO（世界保健機関）の緩和ケアの定義については、日本緩和医療学会による解説をご参照ください。

<https://www.jspm.ne.jp/information/WHO/index.html>

## 助成額

1件あたり**50万円**以内

## 助成件数

5件程度

## 募集期間

2026年5月8日～2026年7月10日（WEB申請 17:00締切）

## 助成対象

### （1）助成対象団体

以下の要件をすべて満たしている法人

1. 日本国内において活動する、非営利法人であること（NPO法人・医療法人・社会福祉法人等）
2. 法人設立後、1年以上にわたり、緩和ケア普及啓発活動またはその他この基金の目的達成に資する活動実績があること
3. 団体の活動をホームページやSNSで公表していること

※国、地方自治体、宗教法人、個人、株式会社等の営利法人、ならびに趣旨や活動が政治・宗教・思想・営利などの目的に偏る団体は該当しません。

### （2）助成対象活動

以下のいずれかの活動であること。

- ① 患者・家族への直接支援 相談対応、訪問活動、傾聴・見守りなど、患者さんやご家族に直接寄り添う支援活動

- ② 緩和ケアの普及・啓発 地域住民や社会一般に向けた緩和ケアの理解促進を図るセミナー、講演、情報発信活動
- ③ 環境整備・物品整備 緩和ケアの質の向上に向けた療養環境の改善、必要な設備・物品の整備
- ④ 医療・ケアスタッフへの教育・研修 緩和ケアに携わる専門職を対象とした教育プログラム、研修・勉強会の実施
- ⑤ その他（本基金の趣旨に合致する活動）

### (3) 助成対象期間

単年度（2026年9月1日～2027年8月31日）

上記期間内であれば、実施期間が短期間の事業についても申請可能です。

### (4) 対象経費

助成金の使途は、申請する事業活動に伴う経費です。

単価が5万円を超える経費には見積書の写しが必要です。また、5万円未満の支出でも業務委託費などは事務局から見積書の提出を求める場合があります。

#### 【注意事項】

- ① 家賃や通常の人件費等の経常費や申請事業活動以外でも使用する前提で購入するもの（パソコン・カメラ等の耐久消費財）は認めません。
- ② 講師やボランティア等への謝金は対象経費としますが、委託料や謝金の名目で団体の役員や常勤職員への経費を計上することは認めません。

## 応募方法

右記のQRコードまたは応募フォーム（<https://form.run/@oubo-kannwa2026>）からWEB上で申請をおこなってください。応募には申請補助資料等の添付が必要です。



- (1) 申請補助資料（助成実績・収支概要）

※当財団ホームページ（<https://kosuikyo.com/>）よりダウンロードしてください。

- (2) 定款
- (3) 前年度の決算書（貸借対照表と収支計算書等）と事業報告書
- (4) 履歴事項全部証明書（発行6ヶ月以内／コピー可、ただし法務局の押印が確認できるものに限る）
- (5) 申請金額の根拠となる見積書の写し ※単価が5万円を超える経費は必須
- (6) 【任意提出】企画書（A4用紙2枚まで）、活動状況のわかる資料（チラシ、画像資料など）

※(3)の書類は団体で承認済の最新版を提出してください。

※申請後の差し替え・修正等には原則応じられませんので必ず事前のご確認をお願いします。

ネット環境の不具合等により受付時間内に応募ができない場合でも締切後は受付不可となります。あらかじめ余裕をもって手続きをお願いします。

### □選考及び結果通知

#### (1) 選考

当財団の選考委員会において厳正に書類選考し、常任理事会で決定します。なお、応募書類に不備不足がある場合、選考の対象とならない場合がありますのでご注意ください。また、選考の過程で、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合や、現地調査もしくはヒアリングを行うことがあります。

## (2) 結果通知

2026年8月下旬を目途に申請者に対し、採否を文書又はメールで通知します。

※ご応募いただいた申請の不採択理由は開示いたしません。予めご了承ください。

### □助成金の交付

助成決定者には、採否の通知時に事務局より振込口座の登録方法を案内しますので、期日までに振込口座を登録してください。登録後1ヶ月以内に、指定先口座に振り込みます。

### □助成決定者の義務

- ・当助成金で実施する事業に関する広報物（チラシ・パンフレット・SNS・ホームページ等）に、「公益財団法人公益推進協会 緩和ケア普及推進基金による助成事業」であることを明記してください。
- ・適正な助成金交付事業執行のため、当財団から状況報告を求め、帳簿書類等の調査を行う場合があります。
- ・助成金の交付を受けた場合は、申請の予定通り事業を遂行して下さい。
- ・受給した助成金は、善良なる管理者の注意をもって管理し、申請した助成対象事業以外への利用はしないでください。
- ・助成対象事業の完了後、1ヶ月以内に下記書類を提出フォームにて提出してください。

#### ① 助成事業報告書（指定書式）

#### ② 助成事業収支報告書（指定書式）

※支払先や支払金額が明記された領収証やレシートの写しを必ず添付

■やむを得ず以下の事情が生じた場合は、必ず当財団の事前承認を得てください。

- ・助成対象事業の内容を変更するとき
- ・助成対象事業を中止する場合や重複しての受給となることが判明したとき
- ・助成実施期間の延長を希望する場合

### □助成金の交付決定の取り消し及び返還

助成事業の中止の申請があった場合、次の各号に掲げる場合又は上記義務に違反した場合は、助成金の交付の決定を取り消し、交付した助成金があるときはその一部もしくは全部の返還をしていただきます。

- (1) 助成対象事業が完了しなかったとき
- (2) 助成金を他の用途に利用したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (4) 公序良俗に反する行為や善良なる管理者の注意義務を怠った事実が判明したとき
- (5) 決定後に生じた事情により助成対象事業を継続する必要がなくなったとき
- (6) 応募要項及び当財団が依頼した内容や条件に違反もしくは従わなかったとき

### 助成に対する問い合わせ先

〒162-0826 東京都新宿区市谷船河原町9-3 公益ビル

公益財団法人公益推進協会 緩和ケア普及推進基金担当

E-mail : info@kosuikyo.com (件名は「【問合せ】緩和ケア普及推進基金\_団体名」としてください)

